

資料3

まちだユニバーサル社会推進計画

(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 策定までの経緯

第9期・第10期・第11期町田市福祉のまちづくり推進協議会の活動及び計画策定の検討経過は次のとおりです。

1 町田市福祉のまちづくり推進協議会

| | 開催日・場所 | 検討概要等 |
|-------------|--|--|
| 第9期 第1回 | 2017年8月22日 町田市庁舎3階 3-1会議室 | ・第1次町田市福祉のまちづくり推進計画事業評価のまとめについて |
| 第9期 第2回 | 2018年3月6日 町田市庁舎3階 3-2・3-3会議室 | ・南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)について |
| 第9期 第3回 | 2019年1月18日 町田市庁舎2階 2-1会議室 | ・町田市バリアフリー基本構想について |
| 第10期 第1回 | 2019年7月23日 町田市庁舎3階 3-1会議室 | ・「町田市バリアフリー基本構想の改定」について ・次期計画の策定について |
| 第10期 第2回 | 2020年1月28日 町田市庁舎3階 3-1会議室 | ・鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)について ・第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の期間延長について ・第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の評価の進め方について ・(仮称)第3次町田市福祉のまちづくり推進計画の策定スケジュール(案)について |
| 第10期 第3回 | 2020年7月9日 書面による調査審議 | ・「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」について |
| 第10期 第4回 | 2021年1月29日 リモートによる開催 (町田市庁舎3階 3-1会議室) | ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について ・「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」結果について ・外部評価の視点等について |
| 第11期 第1回 | 2021年11月15日 リモートによる開催 (玉川学園コミュニティセンター) | ・「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」外部評価について ・次期計画の方向性について |
| 第11期 第2回 | 2022年3月8日 リモートによる開催 (町田市庁舎9階 9-2会議室) | ・「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」策定の方向性について |

| | | |
|-------------|---|--|
| 第11期 第3回 | 2022年5月27日 リモートによる開催 (町田市庁舎10階 10-4会議室) | ・「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の課題 から次期計画への展開について |
| 第11期 第4回 | 2022年8月17日 リモートによる開催 (町田市庁舎10階 10-2・10-3会 議室) | ・「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次 町田市福祉のまちづくり推進計画)」素案について |
| 第11期 第5回 | 2022年11月16日 リモートによる開催 (町田市庁舎2階 2-1会議室) | ・市民意見募集の実施結果について ・答申案について ・答申書(案)について |



2022年3月8日
高橋副市長から川内協議会会長へ諮問



2022年5月27日
第11期第3回協議会の様子



2022年11月16日
第11期第5回協議会の様子

2 バリアフリー部会

| | 開催日・場所 | 検討概要等 |
|------|--|---|
| 第19回 | 2017年8月22日 町田市役所3階 3-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 町田市バリアフリー基本構想の改定について 南町田駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し(案)について 現地調査計画(案)について |
| 第20回 | 2017年12月25日 町田市役所2階 2-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 町田市バリアフリー基本構想の進行管理について 南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について |
| 第21回 | 2018年1月30日 町田市役所2階 2-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 第20回バリアフリー部会における主な意見と宿題事項について 南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想(素案)について |
| 第22回 | 2018年3月6日 町田市役所3階 3-2・3-3会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想【改訂版】(案)について |
| 第23回 | 2018年8月21日 町田市役所3階 3-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 2018年度町田市バリアフリー基本構想の改定スケジュールについて 玉川学園前駅周辺地区・つくし野駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し(案)について 現地調査計画(案)について |
| 第24回 | 2018年11月21日 なるせ駅前市民センター 第1会議室A・B | <ul style="list-style-type: none"> まち歩き現地調査点検結果について 主な問題点・課題の整理及び事業者調整結果について 玉川学園前駅周辺地区及びつくし野駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版(素案)について |
| 第25回 | 2019年2月19日 町田市役所本庁舎2階 2-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 市民意見募集結果について つくし野駅周辺地区及び玉川学園前駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版(素案)について 鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想の重点整備地区の区域変更について |
| 第26回 | 2019年7月23日 町田市役所3階 3-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 2019年度町田市バリアフリー基本構想の改定スケジュールについて 鶴川駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し(案)について 現地調査計画(案)について |
| 第27回 | 2019年10月28日 町田市役所3階 3-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> まち歩き現地調査点検結果について 主な問題点・課題の整理及び事業者調整結果について 鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版(素案)について |
| 第28回 | 2020年1月28日 町田市役所本庁舎3階 3-1会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 市民意見募集結果について 鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版(素案)について |

第11期福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

2021年11月15日～2023年3月31日

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|-----|--|---------------------------|
| 学識 | ◎川内 <small>かわうち</small> 美彦 <small>よしひこ</small> | 東洋大学人間科学総合研究所 |
| 学識 | ○佐藤 <small>さとう</small> 克志 <small>かつし</small> | 日本女子大学家政学部住居学科 |
| 事業者 | 吉浦 <small>よしうら</small> 和幸 <small>かずゆき</small> | 町田市法人立保育園協会 |
| 事業者 | 井藤 <small>いとう</small> 親子 <small>ちかこ</small> | 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課 |
| 事業者 | 井上 <small>いのうえ</small> 廣美 <small>ひろみ</small> | NPO法人 町田ハンディキャブ友の会 |
| 事業者 | 伊藤 <small>いとう</small> 直美 <small>なおみ</small> | 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部 |
| 事業者 | 高本 <small>たかもと</small> 明生 <small>あきお</small> | NPO法人 町田すまいの会 |
| 市民 | 磯山 <small>いそやま</small> 毅 <small>つよし</small> | NPO法人 町田市精神障害者さるびあ会 |
| 市民 | 李 <small>い</small> 幸宏 <small>へんぐえん</small> | 町田市身体障害者福祉協会 |
| 市民 | 風間 <small>かざま</small> 幸子 <small>さちこ</small> | 町田市身体障害者福祉協会 |
| 市民 | 佐々木 <small>ささき</small> 幸男 <small>ゆきお</small> | 町田市老人クラブ連合会 |
| 市民 | 北島 <small>きたじま</small> リーナ <small>りーな</small> | 町田市聴覚障害者協会 |
| 市民 | 土田 <small>つちだ</small> 由紀子 <small>ゆきこ</small> | 町田サファイアクラブ（障がい者の親・ネットワーク） |
| 市民 | 金野 <small>こんの</small> 佑子 <small>ゆうこ</small> | 東京都福祉保健局生活福祉部計画課 |

◎会長 ○職務代理

資料4

まちだユニバーサル社会推進計画

(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) について

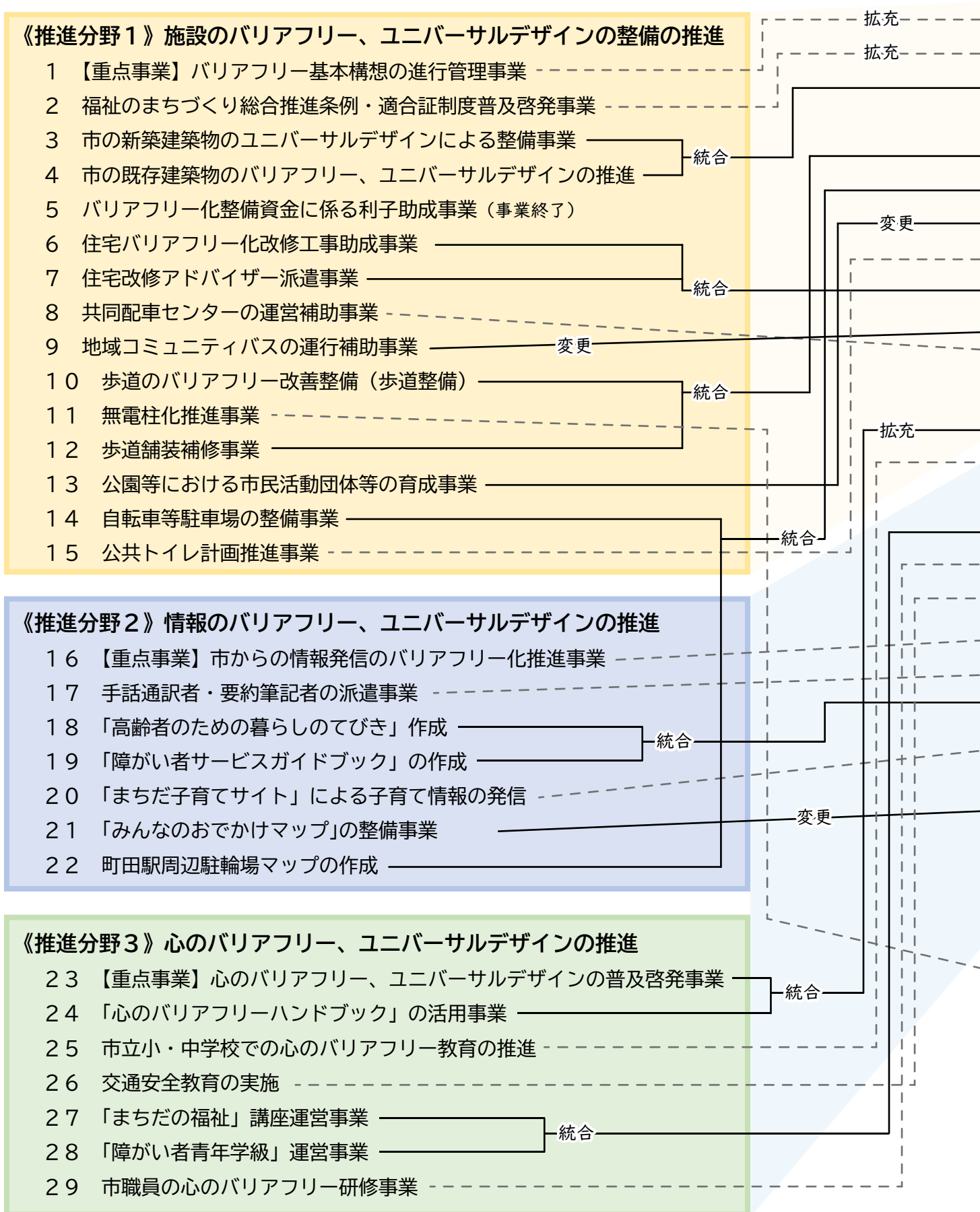
1 2022年度の推進事業概要

| 推進分野 | 推進事業 (◆：重点事業) |
|---|---|
| <p>1. 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進</p> <p>駅周辺地区の面的整備のほか、市の施設、道路、公園など都市基盤の整備を行います。また、住宅や店舗等のバリアフリーを推進します。</p> | <p>◆ (1) バリアフリー基本構想の進行管理事業 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき策定した、バリアフリー基本構想の進行管理を行い、駅施設及び周辺の道路などのバリアフリー整備を推進</p> |
| | <p>(2) 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業 福祉のまちづくり総合推進条例の周知徹底、及び、条例の基準に基づき整備された施設を証する適合証交付施設の普及</p> |
| | <p>(3) 市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業 ユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、整備の質の向上を図るため、市民参加やニーズを反映できる仕組みを検討</p> |
| | <p>(4) 市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 既存の建物の改修など、整備を推進するとともに、より多様な方が利用しやすいものとなるよう、市民参加やニーズの反映できる仕組みを検討</p> |
| | <p>(5) バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業 市内の中小企業者に対し、店舗等のバリアフリー化に係る資金について、利子の全額を助成</p> |
| | <p>(6) 住宅バリアフリー化改修工事助成事業 手すりの設置や床段差の解消等、所有する住宅の改修を行う市民に対し、改修に係る資金の一部を助成</p> |
| | <p>(7) 住宅改修アドバイザー派遣事業 介護認定・障がい認定を受けた市民が、居住する住宅の改修を行う際、適切な改修を行うためその依頼に基づき建築士や理学療法士、作業療法士の専門家を派遣</p> |
| | <p>(8) 共同配車センターの運営補助事業 より多くの移動困難な高齢者、障がい者などが利用できるよう、福祉輸送サービスの周知や支援を行う</p> |
| | <p>(9) 地域コミュニティバスの運行補助事業 交通空白地区における交通手段の確保のためのコミュニティバスの検討及び助成</p> |
| | <p>(10) 歩道のバリアフリー改善整備(歩道整備) 安全で安心して歩ける歩行空間の形成</p> |
| | <p>(11) 無電柱化推進事業 電柱の無い良好な景観や、災害に強い街並みの形成</p> |
| | <p>(12) 歩道舗装補修事業 街路樹の根上りの解消に向けた歩道舗装補修工事の実施</p> |

| | |
|---|--|
| | (13) 公園等における市民活動団体等の育成事業 緑地保全や公園の清掃等を行う団体への支援等 |
| | (14) 自転車等駐車場の整備事業 駅周辺の自転車等駐車場の整備 |
| | (15) 公共トイレ計画推進事業 いつでもどこでもトイレを利用できる環境の整備 |
| 2. 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 広報紙、冊子、音声、掲示板、インターネットを始めとする多様なツールを充実させ、高齢者、障がい者を始めとする全ての方が、簡単かつ効率よく、まちに関する情報を得られる環境づくりや情報を共有できる仕組みづくりを推進します。 | ◆(16) 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業 だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、市のさまざまな情報の発信におけるルールを検討 |
| | (17) 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 聴覚障がいのある方へのコミュニケーション支援 |
| | (18) 「高齢者のための暮らしのてびき」作成 高齢者に関わる支援制度等を掲載した情報冊子の発行 |
| | (19) 「障がい者サービスガイドブック」の作成 障がい者に関わる福祉サービス情報等を掲載した情報冊子の発行 |
| | (20) 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信 子育てに関する情報やイベント情報などを発信 |
| | (21) 「みんなのおでかけマップ」の整備事業 市内の主要施設のみんなのトイレ、子育て支援設備の情報の発信、発信方法の見直し |
| | (22) 町田駅周辺駐輪場マップの作成 安全な道路環境を維持するための情報の提供 |
| | ◆(23) 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業 市内各地域等を対象とした、心や情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン啓発事業 |
| 3. 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人など、人々の多様性に互いに気付き、思いやりのあるやさしいまちづくりを推進します。 | (24) 「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業 心のバリアフリー啓発冊子を活用し、学校の授業など広く障がい者理解等の啓発を行う |
| | (25) 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進 総合的な学習の時間や、道徳、社会科の時間を利用し「心のバリアフリーハンドブック」等を参考に、車椅子体験や障がいのある方から直接お話を聞くなど、思いやる心を学び、そして助け合いの気持ちを育てていく |
| | (26) 交通安全教育の実施 交通マナー向上のための普及啓発活動の実施 |
| | (27) 「まちだの福祉」講座運営事業 「市民大学HATS」における福祉講座の開催による、高齢者の生活や障がいへの理解促進、ボランティア人材の育成、共に暮らす地域づくりの促進 |
| | (28) 「障がい者青年学級」運営事業 障がいのある青年を対象とした青年学級活動の推進 |
| | (29) 市職員の心のバリアフリー研修事業 市職員への、心のバリアフリー啓発、高齢者、障がい者を始めとする多様な市民に対する基本的な接遇などの研修の計画的実施 |

2 2022年度推進事業と2023年度から2026年度推進事業の一覧

■2022年度 推進事業



■ 2023年～2026年度 推進事業

- 1 【重点事業】 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 【重点事業】 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発
- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 新規 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 6 放置自転車対策
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 8 公共トイレ計画の推進
- 9 住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣
- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 11 共同配車センターの運営

《推進分野1》
施設等整備の
ユニバーサルデザイン
の推進

- 12 【重点事業】 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 新規 14 福祉教育の実施
- 15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 16 市職員の心のバリアフリー研修の実施
- 17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実
- 18 【重点事業】 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 19 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 20 「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成
- 21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 新規 22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備
- 23 「町田市バリアフリーマップ」の整備

《推進分野2》
心と情報の
ユニバーサルデザイン
の推進

- 新規 24 【重点事業】 避難施設のユニバーサルデザイン整備
- 新規 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 新規 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 新規 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備
- 新規 28 避難輸送の体制整備
- 新規 29 防災情報のユニバーサルデザイン整備
- 新規 30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備

《推進分野3》
災害対策の
ユニバーサルデザイン
の推進

- 新規 イ ユニバーサル社会推進の広報・PR
- 新規 □ 市民等との協働による事業の推進

資料5 町田市福祉のまちづくり総合推進条例

平成5年12月24日
条例第42号

地域福祉部福祉総務課

改正 平成8年9月30日条例第23号

平成10年12月28日条例第31号

平成11年6月30日条例第17号

平成13年3月30日条例第6号

平成13年6月27日条例第22号

平成13年12月27日条例第30号

平成15年3月31日条例第21号

平成22年3月29日条例第2号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項
 - 第1節 健康の確保（第9条—第11条）
 - 第2節 社会参加の促進（第12条—第17条）
 - 第3節 情報、心のバリアフリー、サービス等に係る取組（第18条—第24条）
- 第3章 推進計画の策定（第25条・第26条）
- 第4章 都市施設等の整備
 - 第1節 都市施設の整備（第27条—第30条）
 - 第2節 特定都市施設の整備（第31条—第41条）
 - 第3節 駐車区画の整備等（第42条・第43条）
 - 第4節 車両等の整備（第44条・第45条）
 - 第5節 住宅等の整備（第46条—第48条）
- 第5章 福祉のまちづくり推進協議会（第49条）
- 第6章 雑則（第50条）

附則

前文

すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に持つことにより自己実現を果たせる社会を実現することは、私たちの願いであり、責務でもある。

町田市では、1974年（昭和49年）全国に先駆けて町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱を制定し、「車いすで歩けるまちづくり」を市政の基本として、高齢者、障がい者、妊産婦そして子どもたちと、すべての市民にとって住み

やすいまちづくりに努力してきたところである。

この要綱に基づく福祉のまちづくりは、事業者をはじめとする市民を強制するものではなく、公共の福祉の増進のための理解と協力を求める方法によって進められ、道路の段差解消、手すりの設置等において大きな成果を生むとともに、全国の自治体にも反響を呼び、福祉のまちづくりのモデルともなっている。

その後、1993年（平成5年）には、この条例を制定することにより、市内の建築物、道路等の施設のバリアフリー化等、福祉のまちづくりの先駆的な取組を行ってきた。

しかし、21世紀に入り、高齢化や少子化が一層進み、社会がこれまで以上に多様化している。こうした社会の変化を踏まえ、すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめ、福祉のまちづくりを総合的に推進していくとともに、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要がある。

さらなる未来に向けて、すべての人にとって住みやすいまちづくりを推進していくために、市民の総意で取り組む決意をもって、この条例を制定する。

第1章 総則

（平22条例2・全改）

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに果たすべき町田市（以下「市」という。）、市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを推進するための基本的事項を定めることにより、福祉のまちづく

りの総合的な推進を図り、もってすべての人が安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(平22条例2・全改)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 心のバリアフリー 心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいう。

(2) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることを行う。

(3) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等(鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で市規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の駐車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 特定都市施設 都市施設のうち、特に施設の整備を推進する必要があるもので、規則で定める種類及び規模のものをいう。

(平22条例2・全改・旧第1条の2線下・一部改正)

(市の基本的責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、福祉のまちづくりを推進するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、市の行うすべての施策において、前項の施策を適切かつ確実に実施するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

(平22条例2・全改・旧第2条線下)

(施策の基本的方針)

第4条 前条第1項の施策は、次に掲げる基本的方針に基づき策定されなければならない。

(1) すべての市民がひとりの人間としての自主性を尊重されること。

(2) すべての市民が自立して、共に暮らすことができる豊かな地域社会づくりを推進すること。

(3) すべての市民の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。

(4) すべての市民が自らの意思で自由に行動でき、及び安心して生活できる都市環境整備を推進すること。

(平22条例2・全改・旧第3条線下)

(市民の権利と基本的責務)

第5条 市民は、法令、条例、規則等の定めるところにより実施される、福祉に関する各種のサービスを等しく受ける権利を有するとともに、当該サービスに相当する負担を負わなければならない。

(平22条例2・全改・旧第4条線下)

(事業者の基本的責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、その事業活動が地域社会に密接な影響を与えることに配慮し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市長が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(平22条例2・全改・旧第5条線下)

(地域社会における連帯の形成)

第7条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、相互の交流を深めることにより、地域社会における連帯(以下「地域連帯」という。)の形成に努めていかななければならない。

(平22条例2・全改・旧第6条線下)

(事業者による地域連帯の形成に関する協力)

第8条 事業者は、地域連帯の形成を促進するため、その有する人材、資力又はその所有若しくは管理に係る施設を提供するなど、地域への協力を努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第7条線下)

第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項

(平22条例2・全改)

第1節 健康の確保

(平22条例2・全改)

(健康の保持増進)

第9条 市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び良好な生活環境の維持により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第8条線下)

(保健医療の充実)

第10条 市は、医師会その他の関係機関と連携し、健康教育の充実、健康増進体制の整備、医療機関の計画的な整備、救急医療体制の整備並びに高齢者及び障がい者をはじめとするすべ

ての人のための施設の整備等に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第9条繰下)

(自主的な健康づくり)

第11条 市民は、健康に関する認識を高め、自らの健康状態を把握し、健康の保持増進に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第10条繰下)

第2節 社会参加の促進

(平22条例2・全改)

(生涯学習・文化活動の機会の保障)

第12条 市は、市民自らがその能力を開発し、又は社会に貢献することができるよう、生涯を通じて学習をする機会及び自由な文化活動を行う機会を設けるよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第11条繰下)

(子育て支援施策及び子育て支援環境の整備)

第13条 市は、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支える施策の充実に積極的に取り組むとともに、男女が共に育児にかかわる子育て支援環境の整備に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第11条の2繰下)

(就業機会の創出等)

第14条 事業者は、就業を希望する高齢者、障がい者等に対し、広く就業の機会を創出し、及び雇用関係を安定させるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第12条繰下)

(就業対策の推進)

第15条 市は、高齢者、障がい者その他の就業が困難な者の就業機会の確保の支援、労働能力の開発、訓練施設の整備等に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第13条繰下)

(高齢者、障がい者等の自立)

第16条 高齢者、障がい者等は、自らの能力を最大限に活用し、又は訓練することにより自立に努め、市長は、その自立を支援するよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第14条繰下)

(社会福祉施設を運営する者の責務)

第17条 社会福祉施設を運営する者は、入所者等と地域社会の関係が維持されるよう配慮するとともに、高齢者、障がい者等がその施設を利用できるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第15条繰下)

第3節 情報、心のバリアフリー、サー

ビス等に係る取組

(平22条例2・全改)

(安全で快適な利用等のための情報提供等)

第18条 市、市民及び事業者は、福祉のまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し、情報の共有に努めるものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供並びに指導及び助言に努めるものとする。

3 市は、市民、事業者等が行う先導的な取組が福祉のまちづくりの推進に資すると認めるときは、その取組の普及に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第15条の2繰下)

(心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発)

第19条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発に努めるものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の3繰下)

(教育及び学習の振興等)

第20条 市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の4繰下)

(身体障害者補助犬の周知)

第21条 市は、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定するものをいう。)を同伴していること等を理由に、都市施設の利用を妨げられることのないよう、広く周知に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の5繰下・一部改正)

(在宅福祉サービスの提供)

第22条 市は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民に対し、在宅での生活を適切に支えるためのサービスを行うものとする。

(平22条例2・全改・旧第16条繰下)

(在宅福祉への理解と協力)

第23条 市民は、在宅福祉の重要性を認識し、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のあ

る市民の生活を支援するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第19条繰下)

(外出支援サービスの充実促進)

第24条 市は、高齢者、障がい者その他の外出に支障のある市民に対し、外出を支援するためのサービスの充実に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第19条の2繰下)

第3章 推進計画の策定

(平22条例2・追加)

(計画の策定)

第25条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 福祉のまちづくりに関する施策を推進するために重要な事項

3 市長は、推進計画の策定に当たり、市民及び事業者の意見を聴くとともに、福祉のまちづくりに関する施策の評価を行い、その結果を推進計画に反映させるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(平22条例2・追加・旧第19条の3繰下)

(推進体制の整備)

第26条 市長は、市、市民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(平22条例2・追加・旧第19条の4繰下)

第4章 都市施設等の整備

(平22条例2・全改)

第1節 都市施設の整備

(平22条例2・全改)

(整備基準)

第27条 市長は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が都市施設を円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者(以下「施設所有者等」という。)の判断の基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市

施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障がい者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 道路及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) ベビーチェア及びベビーベッド等の設置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人の利用に配慮すべき事項

(平22条例2・全改)

(整備基準への適合努力義務)

第28条 施設所有者等は、自ら所有し、又は管理する都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 施設所有者等は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(整備基準適合証の交付及び都市施設の検査)

第29条 施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該都市施設が、整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

3 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該都市施設の関係人に提示しなければならない。

4 市長は、第2項の検査の結果、当該検査に係る都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(平22条例2・全改)

(市の施設の先導的整備等)

第30条 市は、自ら設置する都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備するものとする。

2 市長は、国、東京都その他規則で定める公共的団体に対し、これらが設置する都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(平22条例2・全改)

第2節 特定都市施設の整備

(平22条例2・全改)

(遵守基準への適合義務)

第31条 特定都市施設の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更(用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。))をいう。以下「特定都市施設の新設等」という。)を行おうとする者(以下「特定整備主」という。)は、当該特定都市施設を整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの(以下「遵守基準」という。)に適合させるための措置を講じなければならない。

2 特定整備主は、前項の規定により遵守基準に適合させた特定都市施設について、当該遵守基準に係る機能の維持及び保全に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設の新設等の事前協議)

第32条 特定整備主は、第27条第2項各号に掲げる事項の計画について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をした者は、当該協議の内容の変更をするときは、当該変更をする事項について、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

(平22条例2・全改)

(指導及び助言)

第33条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による協議(以下「事前協議」という。)をした特定整備主に対し、第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準又は遵守基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

(工事完了の届出)

第34条 特定整備主は、特定都市施設の新設等に係る工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設に関する検査)

第35条 市長は、前条の規定による届出のあった特定都市施設が、事前協議の内容に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

2 第29条第3項の規定は、前項の検査を行う場合について準用する。

(平22条例2・全改)

(検査済証の交付)

第36条 市長は、前条第1項の検査の結果、当該検査に係る特定都市施設が事前協議の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主に対し、検査済証を交付するものとする。

(平22条例2・全改)

(勧告及び命令)

第37条 市長は、特定整備主が、事前協議を行わずに工事に着手したとき、又は事前協議を行ったものの当該事前協議の内容と異なる工事を行ったときは、規則で定めるところにより、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(平22条例2・全改)

(公表)

第38条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、前条第2項の規定による命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(平22条例2・全改)

(既存特定都市施設の状況の把握及び指導、助言等)

第39条 この節の規定の施行の際、現に存する特定都市施設(以下「既存特定都市施設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、第28

条第1項及び第2項並びに第31条第1項に規定する措置等の状況の把握に努めなければならない。

- 2 市長は、第33条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設において第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準又は遵守基準への適合の状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設に係る整備状況の報告等)

- 第40条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者(以下「特定整備主等」という。)に対し、第33条又は前条第2項の規定による指導又は助言を行うに当たり必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定都市施設における整備基準及び遵守基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設に関する調査)

- 第41条 市長は、特に必要があると認めるときは、市長の指名する職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入らせ、整備基準及び遵守基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 第29条第3項の規定は、前項の規定による調査を行う場合について準用する。

(平22条例2・全改)

第3節 駐車区画の整備等

(平22条例2・全改)

(思いやり駐車区画の整備)

- 第42条 市は、都市施設を設置するときは、思いやり駐車区画(障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた者、歩行が困難な高齢者又は療養中若しくはリハビリ中の者が円滑に利用することができるよう配慮された駐車区画をいう。以下同じ。)を設置するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(思いやり駐車区画等の利用)

- 第43条 都市施設を利用する者は、その施設に思いやり駐車区画又は障がい者のための駐車区画が設けられているときは、当該駐車区画を利用する必要がある者の利用を妨げてはならない。

(平22条例2・全改)

第4節 車両等の整備

(平22条例2・全改)

(車両等の整備努力義務)

- 第44条 公共交通機関の車両等を所有し、又は管理する者(以下「車両所有者」という。)は、当該車両等について、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(公共交通機関の車両等に係る整備状況の報告等)

- 第45条 市長は、必要と認めるときは、車両所有者に対し、整備状況の報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

第5節 住宅等の整備

(平22条例2・全改)

(住宅政策の推進)

- 第46条 市は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できる住宅の確保及び住まい方に関する施策を推進するものとする。

- 2 市民及び事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の普及に努めるものとする。

(平22条例2・全改)

(住宅を供給する事業者の責務)

- 第47条 住宅を供給する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮した住宅の供給に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(福祉用具等の品質の向上等)

- 第48条 福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民の、心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、当該市民が円滑に利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に利用できるよう当該物品の使いやすさの向

上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

第5章 福祉のまちづくり推進協議会

(平22条例2・旧第3章の2線下)

(福祉のまちづくり推進協議会)

第49条 市の区域における福祉のまちづくりの総合的な推進に関し必要な事項について調査審議するため、町田市福祉のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策に関することその他福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査審議し、答申する。

3 協議会は、委員25名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 事業者 7名以内
- (2) 町田市民 10名以内
- (3) 学識経験者 3名以内
- (4) 関係行政機関の職員 5名以内

4 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

5 専門的事項を審議させるため、協議会に部会を置く。

6 部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者をもって組織する。

7 専門的事項を調査させるため必要があるときは、協議会又は部会に専門委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例2・一部改正・旧第36条の2線下)

第6章 雑則

(平22条例2・旧第4章線下)

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例2・一部改正・旧第37条線下)

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成7年2月規則第5号で、同7年7月1日から施行)

附 則(平成8年9月30日条例第23号)

この条例の施行期日は、町田市規則で定める。

(平成8年10月規則第51号で、同8年11月1日から施行)

附 則(平成10年12月28日条例第31号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月27日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 福祉のまちづくり推進協議会委員及び部会員

別表第1 環境審議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------------|--------------------------|---------------|
| 福祉のまちづくり推進協議会 | 会長 | 日額 25,500円 |
| | 部会長 | 日額 25,500円 |
| | 学識経験者 | 日額 21,700円 |
| | その他委員 (関係行政機関の職員を除く。) | 日額 10,000円 |
| | 委員以外の部会員 | 日額 10,000円 |

附 則(平成13年12月27日条例第30号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の町田市福祉のまちづくり総合推進条例(以下「改正後の条例」という。)第31条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に改正後の条例第32条の規定による協議をした者について適用する。

《あ行》

SNS (P.50)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略です。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称です。

音声コード (P.53)

印刷物の文字情報を二次元コードに変換したものです。スマートフォンのアプリや専用読み取り装置で情報を音声にすることができます。

《か行》

教育啓発特定事業 (P.12)

2020年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」で、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するために新たに創設された事業です。市町村が定めるバリアフリー基本構想 (P.135 参照) に記載する事業メニューとして記載することができます。

「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」(令和4年3月国土交通省総合政策局バリアフリー政策課) では、市町村又は施設設置管理者等が行う事業として、学校と連携して行う教育活動の実施に関する「学校連携教育事業」や、住民その他の関係者の理解の増進又は協力確保のための啓発活動の実施に関する「理解協力啓発事業」が示されています。

合理的配慮 (P.7)

障がいのある人がない人と同等に暮らしたり働いたりといったいろいろな活動をする上で、求めがあった場合に過度な負担のない範囲で必要な変更をしたり調整したりすることです。

障害者権利条約により、合理的配慮は障がいのある人から何らかの配慮を求められた時、過度の負担のない範囲で、社会の側の責任でやらなければならないことが明確にされました。また、障害者基本法と障害者差別解消法では合理的配慮を行わないことは差別になるとされ、行政機関には行うことが義務づけられました。

心のバリアフリー (P.5)

人々の意識に根差している、高齢者、障がい者等への差別や偏見、先入観などに気づき、社会が作り出している障壁 (バリア) の問題点を理解し、互いの人権や尊厳を尊重するように心のバリアを取り除くことをいいます。

個別避難計画（P.59）

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画で、その作成を市町村長の努力義務とするものです。

《さ行》

災害時情報共有システム（P.64）

災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステムです。

重点整備地区（P.31）

バリアフリー基本構想（P.135 参照）において、旅客施設を中心とした地区、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区のことです。

障がいの社会モデル（P.7）

「障がいの医学モデル」は、「障がい」を個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え方です。

これに対して「障がいの社会モデル」は、「障がい」は社会的障壁（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障がいがいま一つくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方です。

「障がいの社会モデル」は、2006年に国際連合で採択された「障害者権利条約」において考え方が示されており、2011年に改正された「障害者基本法」においても、この考え方が採用されているなど、「障がい」の概念は「医学モデル」から「社会モデル」へと変化しています。

整備基準等マニュアル（P.12）

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の目的や考え方に基づき、全ての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう作成された整備基準及びより高い水準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

《た行》

適合証（P.26）

町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく施設整備基準を一定以上満たすと交付されるものです。

読書バリアフリー（P.55）

視覚障がい者、識字に困難がある発達障がい者、肢体不自由等の障がいによる等、読書において、視覚による表現の認識が困難な人を始めとして全ての人が読書することのできる環境を整備することを意味します。

例として、デイジー図書、音声読上げ対応の電子書籍やオーディオブックの視覚障がい者等の利便性の向上や点字図書・拡大図書等の提供が挙げられます。

障がいの有無に関わらず全ての人が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。

特定事業（P.15）

バリアフリー基本構想（P.135 参照）における生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活、社会生活において利用する施設）とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業のことです。

《は行》

バックカスティング（P.22）

最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へとさかのぼって記述するシナリオ作成の手法です。現在を始点として未来を探索するフォアカスティングと比較して、劇的な変化が求められる課題に対して有効とされています。

バリアフリー（P.5）

「バリア（障がい、障壁）」を「フリー（自由、取り除く）」という考え方です。障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、現在では、高齢者、障がい者等の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去することを意味します。

バリアフリー基本構想（P.10）

高齢者、障がい者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のことです。

ピクトグラム（P.57）

情報や指示、案内などを単純化された絵や図形で表したものです。「絵文字」「絵記号」「図記号」などと訳されることもあります。言語によらず情報を伝達することができ、街頭や施設内での案内などによく用いられます。

避難行動要支援者名簿（P.59）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿で、その作成を市町村長の義務とするものです。

《ま行》

マルチメディアダイジー（P.55）

文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のことです。文字の大きさ・色・行間などを変更することができるので、視覚障がい者だけでなく、高齢者や弱視の方も読書を楽しむことができます。

《や行》

ユニバーサルデザイン（P.7）

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げるという考え方です。

ユニバーサルデザインフード（P.57）

日常の食事から介護食まで幅広くお使いいただける、食べやすさに配慮した食品です。その種類も様々で、レトルト食品や冷凍食品などの調理加工食品をはじめ、飲み物やお食事にとろみをつける「とろみ調整食品」などがあります。

まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) (答申)

編集・発行 町田市地域福祉部福祉総務課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
電話 042-724-2133
FAX 050-3101-0928

編集協力 株式会社アークポイント
表紙イラスト 白玉社 杉野悦子
印刷 株式会社ワコープラネット

